







「安全管理仕様書」新旧対比表

旧	新	変更理由
<p style="text-align: center;"><b>安全管理仕様書</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>制定 2003年 2月 4日：要領業管室第6号                      最終改正 2025年 7月24日：要領安品本部第24号-28                      施行 2025年 7月25日                      所管部署 安全・品質本部 安全推進部</p> </div> <p><b>1. 目的</b>                      本仕様書は、当社「安全衛生管理規程」に基づき関係請負人が遵守すべき安全管理に関する基本事項を定め、作業における安全確保を最優先に考えて、安全対策の樹立と労働災害の防止に努め、万一災害が発生した場合でも被害の拡大を防止することを目的とする。</p> <p><b>2. 適用範囲</b>                      (1) 本仕様書は、関係請負人が当社構内において作業を実施する場合に適用する。ただし、本仕様書の要求事項を満たしつつ、個々の契約文書により詳細な記載がある場合は、それに従うものとする。また、データ入力・文書管理委託業務等の現場作業を伴わない業務には、本仕様書の現場作業に係る記載事項は適用しない。                      (2) 当社の放射線管理区域における放射線安全については、別途当社が定める放射線管理仕様書による。</p> <p><b>3. 用語の定義</b>                      (1) 請負工事                      請負契約で供給者が当社構内で実施する工事をいう。(土木工事、建築工事および機器据付工事等)                      (2) 委託業務                      委託契約で供給者が当社構内で実施する作業をいう。                      (現場作業を伴う委託業務ならびに警備、データ入力、文書管理および技術支援等の委託業務)                      (3) 物品購入                      物品購入契約で供給者が当社構内で実施する据付等の作業をいう。                      (現場作業を伴う物品据付工事等)                      (4) 作業                      請負工事、委託業務および物品購入により供給者が当社構内で実施する作業を総称していう。                      (5) 関係請負人                      当社の運営に関わる作業を行う供給者を総称していう。                      (6) 作業実施部署                      供給者が当社構内で実施する作業を所管する当社の部署をいう。                      (7) 作業現場                      現場指揮者の指揮・監督のもと、当社構内において実際に作業を行っている場所をいう。                      (8) 常駐                      作業現場のある当該地域に配置され、作業員に対する指揮命令が速やかに行えること、かつ事故発生時に速やかに現場対応が可能な状態であることをいう。</p>	<p style="text-align: center;"><b>安全管理仕様書</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>制定 2003年 2月 4日：要領業管室第6号                      最終改正 2026年 3月26日：要領安品本部第24号-27                      施行 2026年 4月 1日                      所管部署 安全・品質本部 安全推進部</p> </div> <p><b>1. 目的</b>                      本仕様書は、当社「安全衛生管理規程」に基づき関係請負人が遵守すべき安全管理に関する基本事項を定め、作業における安全確保を最優先に考えて、安全対策の樹立と労働災害の防止に努め、万一災害が発生した場合でも被害の拡大を防止することを目的とする。</p> <p><b>2. 適用範囲</b>                      (1) 本仕様書は、関係請負人が当社構内において作業を実施する場合に適用する。ただし、本仕様書の要求事項を満たしつつ、個々の契約文書により詳細な記載がある場合は、それに従うものとする。また、データ入力・文書管理委託業務等の現場作業を伴わない業務には、本仕様書の現場作業に係る記載事項は適用しない。                      (2) 当社の放射線管理区域における放射線安全については、別途当社が定める放射線管理仕様書による。</p> <p><b>3. 用語の定義</b>                      (1) 請負工事                      請負契約で供給者が当社構内で実施する工事をいう。(土木工事、建築工事および機器据付工事等)                      (2) 委託業務                      委託契約で供給者が当社構内で実施する作業をいう。                      (現場作業を伴う委託業務ならびに警備、データ入力、文書管理および技術支援等の委託業務)                      (3) 物品購入                      物品購入契約で供給者が当社構内で実施する据付等の作業をいう。                      (現場作業を伴う物品据付工事等)                      (4) 作業                      請負工事、委託業務および物品購入により供給者が当社構内で実施する作業を総称していう。                      (5) 関係請負人                      当社の運営に関わる作業を行う供給者を総称していう。                      (6) 作業実施部署                      供給者が当社構内で実施する作業を所管する当社の部署をいう。                      (7) 作業現場                      現場指揮者の指揮・監督のもと、当社構内において実際に作業を行っている場所をいう。                      (8) 常駐                      作業現場のある当該地域に配置され、作業員に対する指揮命令が速やかに行えること、かつ事故発生時に速やかに現場対応が可能な状態であることをいう。</p>	<p>最終改正・施行日・文書番号の更新</p>

旧		新		変更理由
<b>作業管理総点検表〔事前確認・中間点検〕</b>		<b>作業管理総点検表〔事前確認・中間点検〕</b>		様式-1「作業管理総点検表」について、直営作業も想定した形に記載変更
作業件名		作業件名		
作業場所		作業場所		
作業期間	西暦 年 月 日 ~ 西暦 年 月 日	作業期間	西暦 年 月 日 ~ 西暦 年 月 日	
点検年月日	西暦 年 月 日	点検場所		
No.	安全管理体制の状況 (届出含む) 法令に基づく選任・届出がされているか確認。 (自主的配備含む)	No.	安全管理体制の状況 (届出含む) 法令に基づく選任・届出がされているか確認。 (自主的配備含む)	
No.	関係請負人が実施すべき事項 (安衛法30条、基発0801010号) 特定元方事業者、又は指針の関係請負人に該当する場合に確認。	No.	関係請負人が実施すべき事項 (安衛法30条、基発0801010号) 特定元方事業者、又は指針の関係請負人に該当する場合に確認 <b>(直営作業の場合は確認不要)</b> 。	
<b>供給者（社名）</b> 【		<b>供給者（社名） ※直営作業の場合は捺印等不要</b> 【		
現場代理人 現場責任者	現場監督者	現場指揮者	災害防止責任者	作成者
連絡先： .....		連絡先： .....		
FAX： .....		FAX： .....		
アドレス .....		アドレス .....		

旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-1</p> <h2 style="text-align: center;">共通遵守事項</h2> <p>すべての作業に共通した遵守事項について規定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【解説】本遵守事項は、本文中に規定していたものをこれまでの災害・トラブル等の顛末を踏まえ、追記し対応していた部分について抜き出し作成している。</p> </div> <h3>1. 一般事項</h3> <p>(1) 作業員に対し、本仕様書および関係法令に規定する具体的措置について周知するとともに遵守させる。</p> <p>(2) 当社で新たに作業する者へ新規入場者教育を実施し、共通的な安全事項および当社の特殊性を十分熟知させる。また、新規入場者には識別表示を行い、作業員は新規入場者識別表示のある者に対し、声かけや指導に努める。なお、識別表示の運用方法については供給者が設定する。</p> <p>(3) 作業の実施にあたっては、地域との協調を保ち、問題が生じないように注意を払うとともに、万一問題が生じた場合には速やかに当社に報告し、その指示を受ける。</p> <p>(4) 作業を円滑に実行するため、常に現場の秩序の維持に努める。</p> <p>(5) 当社の指定する駐・停車場所を遵守し、構内交通事故防止および渋滞緩和対策に努める。</p> <p>(6) 構内では指定された喫煙場所でのみ喫煙すること。また、構内では車両内であっても禁煙とする。</p>	<p style="text-align: right;">資料-1</p> <h2 style="text-align: center;">共通遵守事項</h2> <p>すべての作業に共通した遵守事項について規定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【解説】本遵守事項は、本文中に規定していたものをこれまでの災害・トラブル等の顛末を踏まえ、追記し対応していた部分について抜き出し作成している。</p> </div> <h3>1. 一般事項</h3> <p>(1) 作業員に対し、本仕様書および関係法令に規定する具体的措置について周知するとともに遵守させる。</p> <p>(2) 当社で新たに作業する者へ新規入場者教育を実施し、共通的な安全事項および当社の特殊性を十分熟知させる。また、新規入場者には識別表示を行い、作業員は新規入場者識別表示のある者に対し、声かけや指導に努める。なお、識別表示の運用方法については供給者が設定する。</p> <p>(3) 作業の実施にあたっては、地域との協調を保ち、問題が生じないように注意を払うとともに、万一問題が生じた場合には速やかに当社に報告し、その指示を受ける。</p> <p>(4) 作業を円滑に実行するため、常に現場の秩序の維持に努める。</p> <p>(5) 当社の指定する駐・停車場所を遵守し、構内交通事故防止および渋滞緩和対策に努める。</p> <p>(6) 構内では指定された喫煙場所でのみ喫煙すること。また、構内では車両内であっても禁煙とする。</p> <p>(7) 作業主管課等は以下の視点に基づき現場確認を都度行う。また、供給者は現場確認に積極的に協力し、必要に応じて不安全環境および不安全行動の是正等を行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">【高所もしくは開口部作業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要求性能墜落制止用器具、親綱、セーフティブロックを確実に使用しているか</li> <li>・開口部には安全ネットや塞ぎ板等の転落防止措置が確実に施されているか</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">【重量物取扱い作業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3・3・3運動が確実に実践されているか</li> <li>・合図者が配置され指示（人払い含む）をしているか</li> <li>・吊り金具の取り付け状態は適切か</li> <li>・重量物運搬時に転倒範囲の人払いが確実に行われているか</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">【電気作業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・絶縁手袋等保護具を確実に着用しているか</li> <li>・作業前に作業箇所が明確になっていることを確認しているか</li> <li>・作業箇所以外に影響がでないよう養生された状態で作業（検電含む）を行っているか</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">【掘削作業】</p>	<p>重傷災害のリスクが高い4作業（高所・開口部、重量物取扱い、電気、掘削）について、作業主管課が現場確認を行い、供給者が協力する旨追記</p>

旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-1</p> <p><b>2. 作業着手前確認</b></p> <p>(1) 作業に応じ作業員を選考する。</p> <p>(2) 作業員の個々の性格、作業経験、使用機材の取扱い方法の理解および技能を熟知し、その能力に応じた作業を選択・指示するとともに現場指揮者と作業員は相互に着手前に確認する。</p> <p>(3) 作業に応じて関係法令に基づき、作業主任者および有資格者を選任する。作業主任者は、当該作業に携わる企業ごとに選任すること。</p> <p>(4) 作業員に対し、服装および安全装備の正しい使用・装備方法を指導する。</p> <p>(5) 作業場が他の作業場と重複する場合は、あらかじめ作業監理員および他供給者を含め打合せを行い、立入制限等の措置を講ずる。</p> <p>(6) 装置等については注意表示を掲示し、作業員に注意喚起を図る。 また、取扱い方法が不明な場合は作業実施部署へ確認する。</p> <p><b>3. 作業中の注意事項</b></p> <p>(1) 作業員の健康状態を把握し、適宜必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 作業の着手前および作業の各段階においてKYを実施する。</p> <p>(3) 元請会社は、KYの内容が適切になるよう指導を行う。</p> <p>(4) 作業の着手前および作業中において作業単位ごとに指差し呼称を実施する。</p> <p>(5) 常に完全な安全装備（保護具・防護具等）を常備し、これを必要とする作業には必ず作業員に着用させる。</p> <p>(6) 一人作業を禁止する。一人作業とは、以下3条件のすべてを満たす状況をいう。 ・作業員の身体が現場指揮者や他の作業員から見えない。 ・作業員が現場指揮者や他の作業員にすぐに連絡を取れない。 ・万一の場合、作業員が大声を出しても現場指揮者や他の作業員に聞こえない。</p> <p>(7) 距離に隔たりのある2ヶ所以上の間で連絡が必要な場合は、PHS・手旗・無線機等適切な用具を選定し使用する。</p> <p><b>4. 作業場所全般</b></p> <p>(1) 作業区画・標識等により明確にするとともに整理整頓を行い、安全な作業環境を確保する。なお、作業区画・標識等については、作業員以外の者も認識できるよう、見やすい場所へ掲示する。</p> <p>(2) 照度が不十分な資材および設備の陰等において作業を行う場合は照明器具等を用いて必要照度を確保すること。なお、必要照度については安衛則第604条による。</p>	<p style="text-align: right;">資料-1</p> <p>・地山の掘削作業主任者や土止め支保工主任者が必要な掘削の場合、確実に選任され直接指揮をとっているか</p> <p>・土止めの点検が行われているか</p> <p><b>2. 作業着手前確認</b></p> <p>(1) 作業に応じ作業員を選考する。</p> <p>(2) 作業員の個々の性格、作業経験、使用機材の取扱い方法の理解および技能を熟知し、その能力に応じた作業を選択・指示するとともに現場指揮者と作業員は相互に着手前に確認する。</p> <p>(3) 作業に応じて関係法令に基づき、作業主任者および有資格者を選任する。作業主任者は、当該作業に携わる企業ごとに選任すること。</p> <p>(4) 作業員に対し、服装および安全装備の正しい使用・装備方法を指導する。</p> <p>(5) 作業場が他の作業場と重複する場合は、あらかじめ作業監理員および他供給者を含め打合せを行い、立入制限等の措置を講ずる。</p> <p>(6) 装置等については注意表示を掲示し、作業員に注意喚起を図る。 また、取扱い方法が不明な場合は作業実施部署へ確認する。</p> <p>(7) 「参考1 重傷につながる可能性のある作業の現場確認判断シート」を参照の上、重傷災害につながる可能性のある作業を行う場合は「現場確認要」マークを記載した作業予定票を前日までに作業主管課に提出する。</p> <p><b>3. 作業中の注意事項</b></p> <p>(1) 作業員の健康状態を把握し、適宜必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 作業の着手前および作業の各段階においてKYを実施する。</p> <p>(3) 元請会社は、KYの内容が適切になるよう指導を行う。</p> <p>(4) 作業の着手前および作業中において作業単位ごとに指差し呼称を実施する。</p> <p>(5) 常に完全な安全装備（保護具・防護具等）を常備し、これを必要とする作業には必ず作業員に着用させる。</p> <p>(6) 一人作業を禁止する。一人作業とは、以下3条件のすべてを満たす状況をいう。 ・作業員の身体が現場指揮者や他の作業員から見えない。 ・作業員が現場指揮者や他の作業員にすぐに連絡を取れない。 ・万一の場合、作業員が大声を出しても現場指揮者や他の作業員に聞こえない。</p> <p>(7) 距離に隔たりのある2ヶ所以上の間で連絡が必要な場合は、PHS・手旗・無線機等適切な用具を選定し使用する。</p> <p><b>4. 作業場所全般</b></p> <p>(1) 作業区画・標識等により明確にするとともに整理整頓を行い、安全な作業環境を確保する。なお、作業区画・標識等については、作業員以外の者も認識できるよう、見やすい場所へ掲示する。</p> <p>(2) 照度が不十分な資材および設備の陰等において作業を行う場合は照明器具等を用いて必要照度を確保すること。なお、必要照度については安衛則第604条による。</p>	<p>重傷災害のリスクが高い4作業（高所・開口部、重量物取扱い、電気、掘削）について、作業主管課が現場確認を行い、供給者が協力する旨追記</p> <p>重傷災害のリスクが高い4作業の現場確認を作業主管ができるよう、供給者が協力すべき旨追記</p>





旧	新	変更理由				
<p>※新規追加</p>	<p style="text-align: right;">参考1</p> <p style="text-align: center;"><b>重傷につながる可能性のある作業の原燃社員による現場確認判断シート</b></p> <p><b>【原燃社員による現場確認を行う作業】</b>          ・重傷災害につながる可能性のある4作業(高所および開口部作業、重量物取扱い作業、電気作業、掘削作業)について、原燃社員が現場確認を行い、要領書・手順書通りに作業が行われていること、適切な安全対策が施されていることを確認する。          ・元請は、4作業に係る下記条件に該当する作業の有無を確認し、該当作業がある場合、作業予定票に「現場確認要」マークを記載し、前日までに主管課へ提出する。          ・下記によらず、「重傷災害につながる可能性のある作業」がある場合、作業予定票に「現場確認要」マークを記載し、前日までに主管課へ提出する。</p> <p><b>【確認実施作業】</b>          ①高所および開口部作業    ②重量物取扱い作業    ③電気作業    ④掘削作業</p> <p><b>①高所および開口部作業</b></p> <p>2m以上で作業床以外の作業を行う場合          ・2m以上における足場組立、足場解体、足場の盛り替え、開口部設置等          ・足場から身を乗り出して作業を行う場合を含む</p> <p><b>②重量物取扱い作業</b></p> <p>100kg以上の設備・資機材をクレーン、ユニック、チェーンブロック等で吊る場合          100kg以上の設備・資機材を台車等で運搬する場合          ・下記例示参照</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">現場確認を必要とする吊り金具等</th> <th style="width: 50%;">現場確認を必要としない吊り金具等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">  <p>クランプ                      アイボルト</p> <p>シャックル                  自在アイボルト          ハッカー</p> </td> <td style="text-align: center;">  <p>チェーンスリング                  スリング</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p><b>③電気作業</b></p> <p>活線作業(対地電圧50Vを超えるもの)を行う場合</p> <p><b>④掘削作業</b></p> <p>1.5mを超える掘削作業を行う場合</p> <p><b>○注意事項</b></p> <p>当該4作業における初回の現場確認は、作業着手時に原燃社員による現場確認を行うこととする</p>	現場確認を必要とする吊り金具等	現場確認を必要としない吊り金具等	 <p>クランプ                      アイボルト</p> <p>シャックル                  自在アイボルト          ハッカー</p>	 <p>チェーンスリング                  スリング</p>	<p>重傷災害のリスクが高い4作業(高所・開口部、重量物取扱い、電気、掘削)への該当判断基準を資料-1「共通遵守事項」に追記</p>
現場確認を必要とする吊り金具等	現場確認を必要としない吊り金具等					
 <p>クランプ                      アイボルト</p> <p>シャックル                  自在アイボルト          ハッカー</p>	 <p>チェーンスリング                  スリング</p>					

旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料－１５</p> <h2 style="text-align: center;">車両運転業務の遵守事項</h2> <p>業務上において車両を運転する場合の遵守事項として規定する。 ガイドライン…「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成２０年４月３日付け基発第０４０３００１号別添、平成３０年６月１日付け基発０６０１第２号改正）</p> <p><b>１．法令関係事項</b></p> <p>(1) 事業者は、安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等の交通労働災害防止に関係する管理者を選任するとともに、その役割、責任および権限を定め、労働者に周知すること。また、選任した安全運転管理者等に対して必要な教育を実施すること。【ガイドライン第２の１】</p> <p>(2) 事業者は、安全運転管理者、副安全運転管理者その他車両等の運行を直接管理する地位にある者（以下、「安全運転管理者等」という。）および運転者に、道路交通法および関係法令を遵守させるよう努めること。【道路交通法７４】</p> <p>(3) 安全運転管理者等は、運転者に乗務を開始させる前に、点呼等により運転者が疾病、疲労、睡眠不足、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について確認し、その結果を記録すること。【ガイドライン第３の３】</p> <p>(4) 安全運転管理者等は、運転者の酒気帯びの有無を確認する場合には、運転の前後に目視等で確認し、その記録を１年間保存すること。【道路交通法施行規則９の１０】</p> <p>(5) 安全運転管理者等は、運転者の酒気帯びの有無を確認する場合には、運転の前後にアルコール検知器を用いて確認すること。また、アルコール検知器を常時有効に保持すること。【道路交通法施行規則９の１０】</p> <p>(6) 安全運転管理者等は、天候および気象条件等により安全な運転の確保に支障が生じるおそれのある場合は、運転者に対する必要な指示を行うこと。また、異常な気象、天災等が発生した場合は、その状況を的確に把握し、運転者に対して迅速に伝達するよう努めるとともに、必要に応じて、走行を中止し、または安全な場所での一時待機、徐行運転を行わせる等の適切な指示を行うこと。この場合、運転者には、適宜事業場との連絡をとらせ、その指示に従わせること。【ガイドライン第８の１】</p> <p>(7) 運転者は、運転免許証の携帯、同乗者を含むシートベルトの着用、制限速度、妨害運転の禁止、携帯電話等使用の禁止、その他道路交通法の定める事項を遵守すること。</p> <p>(8) 事業者は、その他ガイドラインの定める事項に基づき、交通労働災害対策の積極的な推進を図ることにより、交通労働災害の防止に努めること。また、運転者は、事業者の指示等の必要な事項を守るほか、事業者が実施する交通労働災害の防止に関する措置に協力することにより、交通労働災害の防止に努めること。</p> <p><b>２．安全対策</b></p>	<p style="text-align: right;">資料－１５</p> <h2 style="text-align: center;">車両運転業務の遵守事項</h2> <p>業務上において車両を運転する場合の遵守事項として規定する。 ガイドライン…「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成２０年４月３日付け基発第０４０３００１号別添、平成３０年６月１日付け基発０６０１第２号改正）</p> <p><b>１．法令関係事項</b></p> <p>(1) 事業者は、安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等の交通労働災害防止に関係する管理者を選任するとともに、その役割、責任および権限を定め、労働者に周知すること。また、選任した安全運転管理者等に対して必要な教育を実施すること。【ガイドライン第２の１】</p> <p>(2) 事業者は、安全運転管理者、副安全運転管理者その他車両等の運行を直接管理する地位にある者（以下、「安全運転管理者等」という。）および運転者に、道路交通法および関係法令を遵守させるよう努めること。【道路交通法７４】</p> <p>(3) 安全運転管理者等は、運転者に乗務を開始させる前に、点呼等により運転者が疾病、疲労、睡眠不足、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について確認し、その結果を記録すること。【ガイドライン第３の３】</p> <p>(4) 安全運転管理者等は、運転者の酒気帯びの有無を確認する場合には、運転の前後に目視等で確認し、その記録を１年間保存すること。【道路交通法施行規則９の１０】</p> <p>(5) 安全運転管理者等は、運転者の酒気帯びの有無を確認する場合には、運転の前後にアルコール検知器を用いて確認すること。また、アルコール検知器を常時有効に保持すること。【道路交通法施行規則９の１０】</p> <p>(6) 安全運転管理者等は、天候および気象条件等により安全な運転の確保に支障が生じるおそれのある場合は、運転者に対する必要な指示を行うこと。また、異常な気象、天災等が発生した場合は、その状況を的確に把握し、運転者に対して迅速に伝達するよう努めるとともに、必要に応じて、走行を中止し、または安全な場所での一時待機、徐行運転を行わせる等の適切な指示を行うこと。この場合、運転者には、適宜事業場との連絡をとらせ、その指示に従わせること。【ガイドライン第８の１】</p> <p>(7) 運転者は、運転免許証の携帯、同乗者を含むシートベルトの着用、制限速度、妨害運転の禁止、携帯電話等使用の禁止、その他道路交通法の定める事項を遵守すること。</p> <p>(8) 事業者は、その他ガイドラインの定める事項に基づき、交通労働災害対策の積極的な推進を図ることにより、交通労働災害の防止に努めること。また、運転者は、事業者の指示等の必要な事項を守るほか、事業者が実施する交通労働災害の防止に関する措置に協力することにより、交通労働災害の防止に努めること。</p> <p><b>２．安全対策</b></p> <p>(1) 運転者および同乗者（人員輸送業務における添乗員以外の乗員を除く）は、車両事故防止のため、運転中の状況や判断を発声確認するコメントリー運転を実施し、確実な安全確認と意識向上を図る</p>	<p>交通安全管理要則（要則働本部第30号－20）との整合性を図るため、記載順の変更および記載内容の追記。以下、同様。</p>



旧	新	変更理由
<p>(1) 運転者は、運行前にエンジンルーム内の確認を含めた車両点検を行い、車両に異常がないことを確認し、異常があった場合は直ちに補修等の処置をとること。</p> <p>(2) 運転者は、車両事故防止のため、運転中の状況や判断を発声確認するコメントリー運転を実施し、確実な安全確認と意識向上を図ること。</p> <p>(3) 運転者は、車両駐車時および後退時において、周囲の状況を直接目視で確認するほか、バックミラー等の目視により確実な安全確認を行うこと。</p> <p>(4) 同乗者（人員輸送業務における添乗員以外の乗員を除く）は、車両駐車時及び後退時において、1名以上が降車して車両の誘導を行うこと。この場合、誘導を行う者は、自身および周囲の安全を確保すること。</p> <p>(5) 運転者は、当社が別に定める「通行禁止・自粛道路」の運用について、そのために従うこと。</p> <p>(6) 運転者は、構内での追い越しはしないこと。</p> <p>(7) 運転者は、構内の制限速度を道路標識に従い遵守すること。</p> <p>(8) 運転者は、緊急車両が通行してきた場合は、速やかに道路を譲る等の対応をとること。</p> <p>(9) 運転者は、車両を離れる際は、消灯・エンジン停止・ドアロックを必ず行なうこと。</p>	<p>こと。</p> <p>(2) 運転者は、運行前にエンジンルーム内の確認を含めた車両点検を行い、車両に異常がないことを確認し、異常があった場合は直ちに補修等の処置をとること。</p> <p>(3) 運転者および同乗者は、車両事故防止のため、目視等により周囲の安全確認を徹底する。</p> <p>(4) 運転者は、車両駐車時および後退時において、周囲の状況を直接目視で確認するほか、バックミラー等の目視により確実な安全確認を行うこと。</p> <p>(5) 同乗者（人員輸送業務における添乗員以外の乗員を除く）は、車両駐車時および後退時において、1名以上が降車して車両の誘導を行うこと。この場合、誘導を行う者は、自身および周囲の安全を確保すること。</p> <p>(6) 運転者は、当社が別に定める「通行禁止・自粛道路」の運用について、そのために従うこと。</p> <p>(7) 運転者は、構内での追い越しはしないこと。</p> <p>(8) 運転者は、構内の制限速度を道路標識に従い遵守すること。</p> <p>(9) 運転者は、緊急車両が通行してきた場合は、速やかに道路を譲る等の対応をとること。</p> <p>(10) 運転者は、車両を離れる際は、消灯・エンジン停止・ドアロックを必ず行なうこと。</p> <p>(11) 運転者は、毎年10月1日から翌年2月末日までの期間に運転する場合、時間帯を問わず前照灯（ヘッドライト）を点灯すること。</p> <p>(12) 運転者は、ホワイトアウト等により見通しが悪く、低速（時速30km以下）で走行する場合は、後続車からの追突を防止するために、非常点滅表示灯（ハザードランプ）を点灯させながら走行すること。</p> <p>(13) 運転者は、冬季の路面状況に応じて減速し、前方との車両間隔は普段（2秒以上）の2倍（5秒）を徹底すること。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>記載の適正化。</p> <p>冬季における交通ルールの追加。</p> <p>文書が完結したことを示すため追記。</p>



旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-16</p> <p><b>5. 安全衛生教育</b>            法第59条の規定を受けて、以下の業務に関する安全または衛生に関する教育を行うこと。            (1) 特別教育を必要とする業務【安衛則36, 37, 38, 39】            安衛則36に定める業務に関する安全または衛生のための教育を行い受講者名、受講科目等の記録を作成し3年間保管すること。            (2) 雇入れ時等の教育【安衛則35】            労働者を雇入れ、または作業内容を変更したときは当該労働者に対し以下の事項のうち従事する業務に関する安全または衛生のための必要な事項について教育を行うこと。            また、製造業等は以下のa.～d.について省略ができる。            a. 機械等、原材料等の危険性または有害性およびこれらの取扱方法に関すること            b. 安全装置、有害物抑制装置または保護具の性能およびこれらの取扱方法に関すること            c. 作業手順に関すること            d. 作業開始時の点検に関すること            e. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因・予防に関すること            f. 整理整頓、清潔の保持に関すること            g. 事故等における応急処置および退避に関すること            h. その他当該業務に関する安全または衛生のために必要な事項            (3) 職長等の教育【安衛法60、安衛則40】            建設業および製造業等の事業場で新たに職務につくことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者に対し、以下の事項について安全または衛生のための教育を行うこと。            a. 作業方法の決定および労働者の配置に関すること            b. 労働者に対する指導または監督の方法に関すること            c. 危険性または有害性等の調査およびその結果に基づき講ずる措置に関すること            d. 異常時等における措置に関すること            e. その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること</p> <p><b>6. 就業制限業務についての資格【安衛法61、安衛則41】</b>            安衛則別表第3に掲げる業務については、免許を受けた者、技能講習を修了した者等の資格を有する者でなければ、当該業務につかせてはならない。</p> <p><b>7. 病者の就業禁止【安衛法68、安衛則61】</b></p>	<p style="text-align: right;">資料-16</p> <p><b>5. 安全衛生教育</b>            法第59条の規定を受けて、以下の業務に関する安全または衛生に関する教育を行うこと。            (1) 特別教育を必要とする業務【安衛則36, 37, 38, 39】            安衛則36に定める業務に関する安全または衛生のための教育を行い受講者名、受講科目等の記録を作成し3年間保管すること。            (2) 雇入れ時等の教育【安衛則35】            労働者を雇入れ、または作業内容を変更したときは当該労働者に対し以下の事項のうち従事する業務に関する安全または衛生のための必要な事項について教育を行うこと。            また、製造業等は以下のa.～d.について省略ができる。            a. 機械等、原材料等の危険性または有害性およびこれらの取扱方法に関すること            b. 安全装置、有害物抑制装置または保護具の性能およびこれらの取扱方法に関すること            c. 作業手順に関すること            d. 作業開始時の点検に関すること            e. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因・予防に関すること            f. 整理整頓、清潔の保持に関すること            g. 事故等における応急処置および退避に関すること            h. その他当該業務に関する安全または衛生のために必要な事項            (3) 職長等の教育【安衛法60、安衛則40】            建設業および製造業等の事業場で新たに職務につくことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者に対し、以下の事項について安全または衛生のための教育を行うこと。            a. 作業方法の決定および労働者の配置に関すること            b. 労働者に対する指導または監督の方法に関すること            c. 危険性または有害性等の調査およびその結果に基づき講ずる措置に関すること            d. 異常時等における措置に関すること            e. その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること</p> <p><b>6. 就業制限業務についての資格【安衛法61、安衛則41】</b>            安衛則別表第3に掲げる業務については、免許を受けた者、技能講習を修了した者等の資格を有する者でなければ、当該業務につかせてはならない。</p> <p><b>7. 高年齢者の労働災害防止のための措置【安衛法62の2】</b>            高年齢者の労働災害の防止を図るため、厚生労働省「高年齢者の労働災害防止のための指針」(令和8年2月10日公示第1号)に基づき、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。</p> <p><b>8. 病者の就業禁止【安衛法68、安衛則61】</b></p>	<p>2026年4月1日付けで施行される改正労働安全衛生法の内容を反映</p> <p>項目追加に伴う番号変更</p>



旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-16</p> <p>以下のいずれかに該当する者の就業を禁止すること。 また、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ産業医その他の専門の医師の意見をきくこと。</p> <p>(1) 病毒伝ばのおそれのある伝染病の疾病にかかった者</p> <p>(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者</p> <p><b>8. 計画の届出【安衛法88、安衛則85～92】</b> 建設業の仕事のうち以下のものを開始しようとするときは、その計画を開始の14日前までに労働基準監督署長に届け出ること。</p> <p>(1) 高さが31メートルを超える建築物等の建設等の仕事 (2) ずい道等の建設等の仕事 (3) 掘削の高さまたは深さが10メートル以上である地山の掘削の作業を行う仕事 (4) 圧気工法による仕事 (5) 石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事 (6) 掘削の高さまたは深さが10メートル以上の土石採取のための掘削の作業を行う仕事 (7) 坑内掘りによる土石お採取のための作業を行う仕事</p> <p><b>9. 作業環境測定【施行令21、安衛則587～591】</b> 法第65条第5項の規定を受けて、作業環境測定を実施すべき作業場は以下のとおり。</p> <p>(1) 粉じんを著しく発散する屋内作業場 (2) 暑熱、寒冷または多湿の屋内作業場 (3) 著しい騒音を発する屋内作業場 (4) 坑内の作業場 (5) 中央管理方式の空気調和設備を設けている建物の室で事務所の用に供されるもの (6) 放射線業務を行う作業場 (7) 施行令別表第3に掲げる特定化学物質または石綿を製造し、または取り扱う屋内作業場 (8) 施行令別表第4に掲げる鉛業務を行う屋内作業場 (9) 酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場 (10) 有機溶剤を製造しまたは取り扱う業務を行う屋内作業場</p> <p><b>10. 健康診断【安衛法66】</b> 労働者に対し施行令の定めにより以下の健康診断を行うこと。 また、診断の結果についてはそれぞれ規定する作業毎に所轄労働基準監督署長に届け出ること。</p> <p>(1) 雇入れ時の健康診断【安衛則43】 常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し医師による健康診断を</p> <p>※新規追加</p>	<p style="text-align: right;">資料-16</p> <p>以下のいずれかに該当する者の就業を禁止すること。 また、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ産業医その他の専門の医師の意見をきくこと。</p> <p>(1) 病毒伝ばのおそれのある伝染病の疾病にかかった者</p> <p>(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者</p> <p><b>9. 計画の届出【安衛法88、安衛則85～92】</b> 建設業の仕事のうち以下のものを開始しようとするときは、その計画を開始の14日前までに労働基準監督署長に届け出ること。</p> <p>(1) 高さが31メートルを超える建築物等の建設等の仕事 (2) ずい道等の建設等の仕事 (3) 掘削の高さまたは深さが10メートル以上である地山の掘削の作業を行う仕事 (4) 圧気工法による仕事 (5) 石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事 (6) 掘削の高さまたは深さが10メートル以上の土石採取のための掘削の作業を行う仕事 (7) 坑内掘りによる土石お採取のための作業を行う仕事</p> <p><b>10. 作業環境測定【施行令21、安衛則587～591】</b> 法第65条第5項の規定を受けて、作業環境測定を実施すべき作業場は以下のとおり。</p> <p>(1) 粉じんを著しく発散する屋内作業場 (2) 暑熱、寒冷または多湿の屋内作業場 (3) 著しい騒音を発する屋内作業場 (4) 坑内の作業場 (5) 中央管理方式の空気調和設備を設けている建物の室で事務所の用に供されるもの (6) 放射線業務を行う作業場 (7) 施行令別表第3に掲げる特定化学物質または石綿を製造し、または取り扱う屋内作業場 (8) 施行令別表第4に掲げる鉛業務を行う屋内作業場 (9) 酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場 (10) 有機溶剤を製造しまたは取り扱う業務を行う屋内作業場</p> <p><b>11. 健康診断【安衛法66】</b> 労働者に対し施行令の定めにより以下の健康診断を行うこと。 また、診断の結果についてはそれぞれ規定する作業毎に所轄労働基準監督署長に届け出ること。</p> <p>(1) 雇入れ時の健康診断【安衛則43】 常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し医師による健康診断を</p>	<p>項目追加に伴う番号変更</p> <p>項目追加に伴う番号変更</p> <p>項目追加に伴う番号変更</p>



旧	新	変更理由
<p style="text-align: right;">資料-23 初版 2020年12月11日 第5回改正 2025年4月1日</p> <h2 style="text-align: center;">日本原燃 べからず集 【2025年度版】</h2> <p>以下の機会を活用し、職場の安全を確保しまし う！</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• リスクアセスメント</li> <li>• TBM および現場KY</li> <li>• 現場パトロール</li> <li>• 災害防止協議会 等</li> </ul>  <p style="text-align: center;"> 日本原燃株式会社</p>	<p style="text-align: right;">資料-23 初版 2020年12月11日 第6回改正 2026年4月1日</p> <h2 style="text-align: center;">日本原燃 べからず集 【2026年度版】</h2> <p>以下の機会を活用し、職場の安全を確保し う！</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• リスクアセスメント</li> <li>• TBM および現場KY</li> <li>• 現場パトロール</li> <li>• 災害防止協議会 等</li> </ul>  <p style="text-align: center;"> 日本原燃株式会社</p>	<p>最終改正日の更新</p> <p>年度の更新</p> <p>文言の修正</p>



旧			新			変更理由
目次			目次			
No	べからず	種別	No	べからず	種別	
1	計画外作業！するべからず	共通	1	計画外作業！するべからず	共通	
2	TBM！怠るべからず	共通	2	TBM！怠るべからず	共通	
3	KY！現場確認せず行うべからず	共通	3	KY！現場確認せず行うべからず	共通	
4	現場指揮者！現場を離れるべからず	共通	4	現場指揮者！現場を離れるべからず	共通	
5	報連相！省略するべからず	共通	5	報連相！省略するべからず	共通	
6	機材使用前点検！怠るべからず	共通	6	機材使用前点検！怠るべからず	共通	
7	不適切な機材！使用するべからず	共通	7	不適切な機材！使用するべからず	共通	
8	不適切な保護具！使用するべからず	共通	8	不適切な保護具！使用するべからず	共通	
9	注意表示！怠るべからず	共通	9	注意表示！怠るべからず	共通	
10	資機材養生！怠るべからず	共通	10	資機材養生！怠るべからず	共通	
11	一人作業！するべからず	共通	11	一人作業！するべからず	共通	
12	共同作業！合図の徹底怠るべからず	共通	12	共同作業！合図の徹底怠るべからず	共通	
13	整理整頓！怠るべからず	共通	13	整理整頓！怠るべからず	共通	
14	手摺！持たずに階段を昇降するべからず	共通	14	手摺！持たずに階段を昇降するべからず	共通	
15	高所作業！墜落制止用器具使用なしで作業するべからず	各種：高所作業	15	高所作業！墜落制止用器具使用なしで作業するべからず	各種：高所作業	
16	開口部！放置するべからず	各種：転落危険作業	16	開口部！放置するべからず	各種：転落危険作業	
17	脚立！ルール守らず使用するべからず	各種：脚立作業	17	脚立！ルール守らず使用するべからず	各種：脚立作業	
18	足場板！固定せずに放置するべからず	各種：高所作業	18	足場板・手摺！固定せずに放置するべからず	各種：高所作業	
19	車荷台作業時！足下確保せずに作業するべからず	各種：車荷台作業	19	車荷台作業時！足下確保せずに作業するべからず	各種：車荷台作業	題名変更にともなう修正
20	電動工具！ON状態で移動するべからず	各種：電動工具作業	20	電動工具！ON状態で移動するべからず	各種：電動工具作業	
21	重機作業エリア！作業員を入れるべからず	各種：重機作業	21	重機作業エリア！作業員を入れるべからず	各種：重機作業	
22	上下作業！するべからず	各種：高所作業	22	上下作業！するべからず	各種：高所作業	
23	玉掛作業！状況確認せずに吊るべからず	各種：玉掛作業	23	玉掛作業！状況確認せずに吊るべからず	各種：玉掛作業	
24	未点検吊具！使用するべからず	各種：玉掛作業	24	未点検吊具！使用するべからず	各種：玉掛作業	
25	活線作業！するべからず	各種：電気取扱作業	25	活線作業！するべからず	各種：電気取扱作業	
26	ハチ発見！作業の継続するべからず	各種：屋外作業	26	ハチ発見！作業の継続するべからず	各種：屋外作業	
27	運搬作業！人力を過信するべからず	各種：人力運搬作業	27	運搬作業！人力を過信するべからず	各種：人力運搬作業	
28	掘削作業！安全対策怠るべからず	各種：掘削作業	28	掘削作業！安全対策怠るべからず	各種：掘削作業	

旧	新	変更理由
<p data-bbox="219 176 448 216">No.1 (共通)</p> <p data-bbox="219 243 1145 327"><b>計画外作業！するべからず</b></p> <p data-bbox="546 396 908 447">《あるべき行動》</p> <ul data-bbox="219 459 1234 1163" style="list-style-type: none"> <li>● 作業は作業計画（作業要領書/作業組織編成表/リスクアセスメント管理表等の作業に必要な図書）を確認の上実施する。</li> <li>● 3H(初めて、変更、久しぶり)作業は必ず、現場指揮者の指示に従う。</li> <li>● 作業方法に疑問や不安がある場合は、一旦立ち止まり安全を確保した状態を保ち、現場指揮者へ報告・連絡・相談し、個人の判断で作業を続行しない。</li> <li>● あらかじめ定められた作業手順を個人の判断で変更、省略しない。また、移動経路等では近道行為をしない。</li> </ul> <p data-bbox="596 1232 857 1283">《禁止理由》</p> <p data-bbox="225 1291 1000 1583">計画外作業は、準備の無い状況でリスクアセスメントが実施されていない作業となり、対策・対応が取れず不安全状態・不安全行動を誘発し災害の原因となるため。</p> 	<p data-bbox="1406 207 1605 247">No.1 (共通)</p> <p data-bbox="1406 275 2303 359"><b>計画外作業！するべからず</b></p> <p data-bbox="1724 420 2086 470">《あるべき行動》</p> <ul data-bbox="1406 483 2421 1163" style="list-style-type: none"> <li>● 作業は作業計画（作業要領書/作業組織編成表/リスクアセスメント管理表等の作業に必要な図書）を確認の上実施する。</li> <li>● 3H(初めて、変更、久しぶり)作業は必ず、現場指揮者の指示に従う。</li> <li>● 作業方法に疑問や不安がある場合は、一旦立ち止まり安全を確保した状態を保ち、現場指揮者へ報告・連絡・相談し、個人の判断で作業を続行しない。</li> <li>● あらかじめ定められた作業手順を個人の判断で変更、省略しない。また、移動経路等では近道行為をしない。</li> </ul> <p data-bbox="1774 1232 2036 1283">《禁止理由》</p> <p data-bbox="1412 1291 2187 1583">計画外作業は、準備の無い状況でリスクアセスメントが実施されていない作業となり、対策・対応が取れず不安全状態・不安全行動を誘発し災害の原因となるため。</p> 	<p data-bbox="2460 247 2629 275">No. をNo.に統一</p>



旧	新	変更理由
<p>No.6 (共通)</p> <p><b>機材使用前点検！</b></p> <p><b>怠るべからず</b></p>  <p>《あるべき行動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●作業に適した機材、工具を選定する。</li> <li>●使用前点検で、必ず作動状況や保護装置、保護カバーの装着状況を確認する。</li> <li>●脚立、はしご、立ち馬等については、確実に使用前点検（ねじ・ボルトのゆるみ、いたみ・腐食の有無、滑り止めの状態等）を実施する。</li> </ul> <p>《禁止理由》</p> <p>作動不良や保護装置、保護カバーがないことによる災害を防止するため。</p>	<p>No.6 (共通)</p> <p><b>機材使用前点検！</b></p> <p><b>怠るべからず</b></p>  <p>《あるべき行動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●作業に適した機材、工具を選定する。</li> <li>●使用前点検で、必ず作動状況や保護装置、保護カバーの装着状況を確認する。</li> <li>●脚立、はしご、立ち馬等については、確実に使用前点検（ねじ・ボルトのゆるみ、いたみ・腐食の有無、滑り止めの状態等）を実施する。</li> </ul> <p>《禁止理由》</p> <p>作動不良や保護装置、保護カバーがないことによる災害を防止するため。</p>	<p>No. をNo.に統一</p>



旧	新	変更理由
<p>No.7 (共通)</p> <p><b>不適切な機材！</b></p> <p><b>使用するべからず</b></p> <p>《あるべき行動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 作業内容にあった適切な機材を、適切な方法で使用する。</li> <li>● 機材の種類、用途や構造を理解した上で使用する。</li> <li>● 電動工具等については、補助ハンドルを用いて両手で使用するといった、使用ルールを理解し使用する。</li> </ul> <p>《禁止理由》</p> <p>作業に適さない機材を使用したり、機材を正しくない方法で使用したりすることは、機材が破損する等の事象に繋がり、思わぬ災害を招く可能性が高いため。</p> 	<p>No.7 (共通)</p> <p><b>不適切な機材！</b></p> <p><b>使用するべからず</b></p> <p>《あるべき行動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 作業内容にあった適切な機材を、適切な方法で使用する。</li> <li>● 機材の種類、用途、構造、安全装置、作業姿勢等を理解した上で使用する。</li> <li>● 電動工具等については、補助ハンドルを用いて両手で使用するといった、使用ルールを理解し使用する。</li> </ul> <p>《禁止理由》</p> <p>作業に適さない機材を使用したり、機材を正しくない方法で使用したりすることは、機材が破損する等の事象に繋がり、思わぬ災害を招く可能性が高いため。</p> 	<p>No. をNo.に統一</p> <p>2025 年度に機材（開先加工機）取扱い中に指を切断・欠損した労働災害の教訓を踏まえ、機材の取扱い時は危険有害性も理解すべき旨を追記</p>

旧	新	変更理由
<p>No.8 (共通)</p> <p><b>不適切な保護具！</b></p> <p><b>使用するべからず</b></p> <p>《あるべき行動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●適切な保護具を選定し、適切に着用していることを相互チェックする。</li> <li>●作業内容に応じ、適切な保護具を選定する。</li> <li>●保護具の使用前点検を実施し、損傷の有無、正常に機能するか等、安全な状態であることを確認する。</li> <li>●作業服はボタン、ファスナーの閉め忘れ、靴紐のほどけ等なく、正しく着用する。</li> <li>●冬期は滑らないよう、適切な靴を履く。</li> </ul> <p>《禁止理由》</p> <p>作業内容に応じた保護具の選定、機能確認等の使用前点検、装着状態の相互点検がおろそかになると、保護具機能が発揮されず災害の可能性が高まるため。</p> 	<p>No.8 (共通)</p> <p><b>不適切な保護具！</b></p> <p><b>使用するべからず</b></p> <p>《あるべき行動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●適切な保護具を選定し、適切に着用していることを相互チェックする。</li> <li>●作業内容に応じ、適切な保護具を選定する。</li> <li>●保護具の使用前点検を実施し、損傷の有無、正常に機能するか等、安全な状態であることを確認する。</li> <li>●作業服はボタン、ファスナーの閉め忘れ、靴紐のほどけ等なく、正しく着用する。</li> <li>●冬期は滑らないよう、適切な靴を履く。</li> </ul> <p>《禁止理由》</p> <p>作業内容に応じた保護具の選定、機能確認等の使用前点検、装着状態の相互点検がおろそかになると、保護具機能が発揮されず災害の可能性が高まるため。</p> 	<p>No. をNo.に統一</p>

旧	新	変更理由
<p>No.18 (各種：高所作業)</p> <p><b>足場板！</b></p> <p><b>固定せずに放置するべからず</b></p> <p>《あるべき行動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 足場設置作業の終了前に、足場板を適切に設置したこと（固定含む）の確認を行う。</li> <li>● 足場の組み立て等作業主任者による設置確認後、足場を使用する。</li> <li>● 足場作業時は、指名者が毎日使用前点検を行う。</li> </ul> <p>《禁止理由》</p> <p>足場板が固定されていないかたり、未固定箇所への立入禁止措置が行われていなかったりすることによって発生する、作業員が足場板から墜落・転落する災害を防止するため。</p> 	<p>No.18 (各種：高所作業)</p> <p><b>足場板・手摺！</b></p> <p><b>固定せずに放置するべからず</b></p> <p>《あるべき行動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 足場設置作業の終了前に、足場板や手摺を適切に設置したこと（固定含む）の確認を行う。</li> <li>● 足場の組み立て等作業主任者による設置確認後、足場を使用する。</li> <li>● 足場作業時は、指名者が毎日使用前点検を行う。</li> </ul> <p>《禁止理由》</p> <p>足場板・手摺が固定されていないかたり、未固定箇所への立入禁止措置が行われていなかったりすることによって発生する、作業員が足場板から墜落・転落する災害を防止するため。</p> 	<p>2025 年度に固定していない手摺に作業員が寄りかかって墜落したことによる労働災害が発生したことを踏まえ、固定していない手摺を放置しないよう題名変更</p> <p>2025 年度に固定していない手摺に作業員が寄りかかって墜落したことによる労働災害が発生したことを踏まえ、固定していない手摺を放置しないことを明記</p> <p>2025 年度に固定していない手摺に作業員が寄りかかって墜落したことによる労働災害が発生したことを踏まえ、固定していない手摺を放置しないことを明記</p>

旧	新	変更理由
<p>No.23 (各種：玉掛作業)</p> <p><b>玉掛作業！</b></p> <p><b>状況確認せずに吊るべからず</b></p> <p>《あるべき行動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●荷の下や荷が倒れてくるおそれのある場所に作業区画等を行い、確実に人払いする。</li> <li>●玉掛の基本3・3・3運動を実践する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①玉掛者は、吊荷や吊具の安全を3秒間確認する</li> <li>②3m離れてから巻き上げ合図を行う</li> <li>③地切は30cm以内で一旦停止し、荷振れがないことを確認する</li> </ul> </li> <li>●吊荷の鋭角部分にあて物をしていることを確認する。</li> <li>●合図の錯そうを防ぐため、合図者は1人または最少人数に限定する。</li> </ul> <p>《禁止理由》</p> <p>吊具の取付状況や吊荷がしっかりと固定・固縛されていること、吊荷の下やまわりに人がいないこと等を事前に確認することで、災害の発生を防止するため。</p>	<p>No.23 (各種：玉掛作業)</p> <p><b>玉掛作業！</b></p> <p><b>状況確認せずに吊るべからず</b></p> <p>《あるべき行動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●荷の下や荷が倒れてくるおそれのある場所に作業区画等を行い、確実に人払いする。</li> <li>●玉掛の基本3・3・3運動を実践する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①玉掛者は、吊荷や吊具の安全を3秒間確認する</li> <li>②3m離れてから巻き上げ合図を行う</li> <li>③地切は30cm以内で一旦停止し、荷振れがないことを確認する</li> </ul> </li> <li>●吊荷の鋭角部分にあて物をしていることを確認する。</li> <li>●合図の錯そうを防ぐため、合図者は1人または最少人数に限定する。</li> </ul> <p>《禁止理由》</p> <p>吊具の取付状況や吊荷がしっかりと固定・固縛されていること、吊荷の下やまわりに人がいないこと等を事前に確認することで、災害の発生を防止するため。</p>	<p>No. をNo.に統一</p>

旧	新	変更理由
<p>No.24 (各種：玉掛作業)</p> <p><b>未点検吊具！</b></p> <p><b>使用するべからず</b></p>  <p>《あるべき行動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●吊具は各社において使用指定され、かつ点検済みのものを使用する。</li> <li>●吊具は点検色がテープ等で表示されおり、点検漏れがないことを、作業前に確認する。</li> <li>●吊具・治具全体の健全性や使用方法が取扱説明書に沿ったものであることを確認する。</li> <li>●点検記録を常備する。</li> </ul> <p>《禁止理由》</p> <p>事前に各社において使用指定された吊具・治具全体の安全性を十分に確認することで、ワイヤーロープの切断や荷の転倒等による災害の発生を防止するため。</p>	<p>No.24 (各種：玉掛作業)</p> <p><b>未点検吊具！</b></p> <p><b>使用するべからず</b></p>  <p>《あるべき行動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●吊具は各社において使用指定され、かつ点検済みのものを使用する。</li> <li>●吊具は点検色がテープ等で表示されおり、点検漏れがないことを、作業前に確認する。</li> <li>●吊具・治具全体の健全性や使用方法が取扱説明書に沿ったものであることを確認する。</li> <li>●点検記録を常備する。</li> </ul> <p>《禁止理由》</p> <p>事前に各社において使用指定された吊具・治具全体の安全性を十分に確認することで、ワイヤーロープの切断や荷の転倒等による災害の発生を防止するため。</p>	<p>No. をNo.に統一</p>

旧	新	変更理由
<p>No.28 (各種：掘削作業)</p> <p><b>掘削作業！</b></p> <p><b>安全対策怠るべからず</b></p>  <p>《あるべき行動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●掘削深さが 1.5m以上もしくは土止め支保工が必要となる地山の掘削作業にあたっては、作業主任者を選任し、作業の指揮をとらせる。</li> <li>●掘削作業にあたっては、地質・地層等に応じて土止め等の安全対策を十分に講じる。</li> <li>●作業主任者は法令で定められた土止め支保工の点検を確実に行う。</li> </ul> <p>《禁止理由》</p> <p>掘削作業は、掘削面の崩壊等のリスクを放置した場合重大な災害につながる可能性が大きいいため。</p>	<p>No.28 (各種：掘削作業)</p> <p><b>掘削作業！</b></p> <p><b>安全対策怠るべからず</b></p>  <p>《あるべき行動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●掘削深さが 1.5m以上もしくは土止め支保工が必要となる地山の掘削作業にあたっては、作業主任者を選任し、作業の指揮をとらせる。</li> <li>●掘削作業にあたっては、地質・地層等に応じて土止め等の安全対策を十分に講じる。</li> <li>●作業主任者は法令で定められた土止め支保工の点検を確実に行う。</li> </ul> <p>《禁止理由》</p> <p>掘削作業は、掘削面の崩壊等のリスクを放置した場合重大な災害につながる可能性が大きいため。</p>	<p>No. をNo.に統一</p>

旧	新	変更理由
<p data-bbox="270 201 1056 243"><b>No.5「報連相！省略するべからず」 災害事例</b></p> <p data-bbox="270 262 819 294">●再処理事業部安全ハンドブックp.2、7、57</p> <p data-bbox="270 302 759 333">件名：バックホウの昇降用手摺り交換作業</p>  <p data-bbox="270 932 1258 1297">         ①被災者はバックホウ（油圧ショベル）の操作中に、昇降用手摺りを壊してしまったが、手摺が壊れたことを班長等に報告・連絡・相談せず、勝手に整備士を呼んで修理作業を行った。          ②管理監督者は当時、会議出席のため現場に不在だった。このことから、管理監督者はバックホウのトラブルについて、何も知らなかった。          ③被災者は相談なしに整備士の修理作業を手伝い、キャタピラ上（高さ80cm）から地面に落下。<b>肋骨等骨折</b>となった（この作業は計画外作業だった）。       </p>	<p data-bbox="1406 201 2193 243"><b>No.5「報連相！省略するべからず」 災害事例</b></p> <p data-bbox="1406 262 1955 294">●再処理事業部安全ハンドブックp.2、7、57</p> <p data-bbox="1406 302 1902 333">件名：バックホウの昇降用手摺り交換作業</p>  <p data-bbox="1406 932 2395 1297">         ①被災者はバックホウ（油圧ショベル）の操作中に、昇降用手摺りを壊してしまったが、手摺が壊れたことを班長等に報告・連絡・相談せず、勝手に整備士を呼んで修理作業を行った。          ②管理監督者は当時、会議出席のため現場に不在だった。このことから、管理監督者はバックホウのトラブルについて、何も知らなかった。          ③被災者は相談なしに整備士の修理作業を手伝い、キャタピラ上（高さ80cm）から地面に落下。<b>肋骨等骨折</b>となった（この作業は計画外作業だった）。       </p>	<p data-bbox="2454 247 2632 279">No. をNo.に統一</p>

旧

### No.6「機材使用前点検！怠るべからず」 災害事例

- 再処理事業部安全ハンドブック p.6、7
- 安全パトロールハンドブック p.29～31
- 件名：工場におけるサポート加工時の左手指負傷



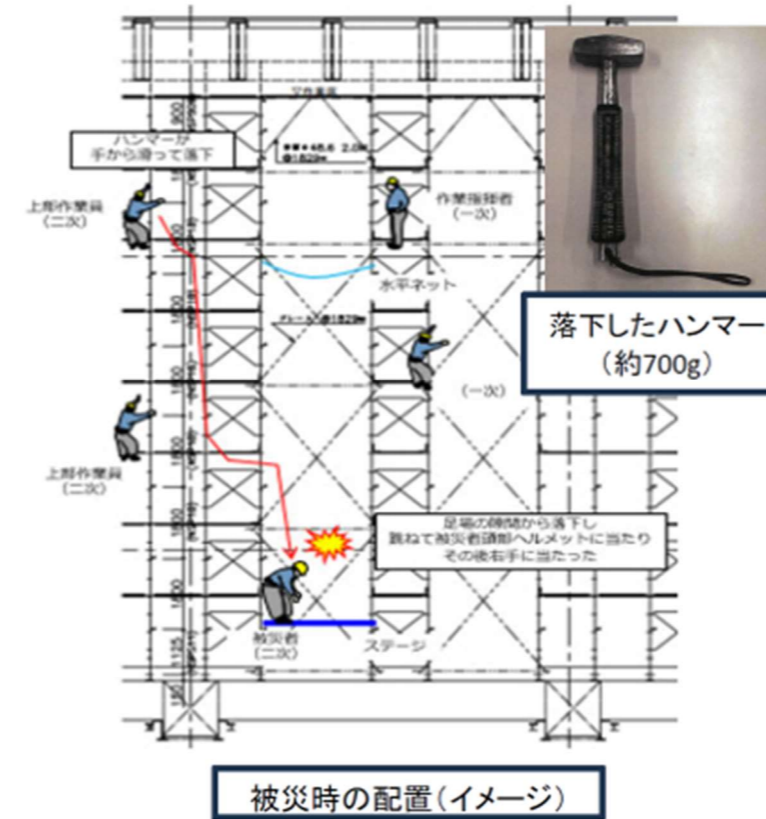
#### 【巻き込まれ箇所】

- ① 作業員 A がバンドソーで鋼材を切断する作業をする予定だったが、バンドソーに保護カバーがついておらず、回転部が露出していた。作業員 A が属する会社は点検項目を明確にしておらず、作業員 A は使用前点検においてバンドソーの保護カバーを確認していなかった。
- ② 作業員 A は鋼板に当たった反動で跳ね上がったバンドソーを持ちなおそうとした際、保護カバーがなかったためにむき出しになっていたバンドソーの回転部に指を巻き込まれ、切創した。
- ③ 作業員 A は救急搬送され、治療の結果左人差し指切断となった。

新

### No.6「機材使用前点検！怠るべからず」 災害事例

- 再処理事業部安全ハンドブック p.6、7
- 安全パトロールハンドブック p.29～31
- 件名：足場解体作業における工具落下による作業員の負傷



- ① 作業員が足場上で作業中、使用していたハンマー(約700kg)が落下し、斜め下の足場で作業していた被災者に当たった。
- ② 被災者は頸椎症、親指付け根の打撲となった。
- ③ 当日は作業開始時に機材の使用前点検を怠っており、ハンマーの落下防止リードがなかったことを確認できていなかった。

変更理由

No. をNo.に統一  
 2025 年度に発生した労働災害事例  
 に更新

旧

### No.7「不適切な機材！使用するべからず」 災害事例

●再処理事業部安全パトロールハンドブック p.28～31

件名：グラインダーを用いた溶接用電極の研磨作業における負傷



災害発生前状況写真(再現)



災害発生時状況写真(再現)

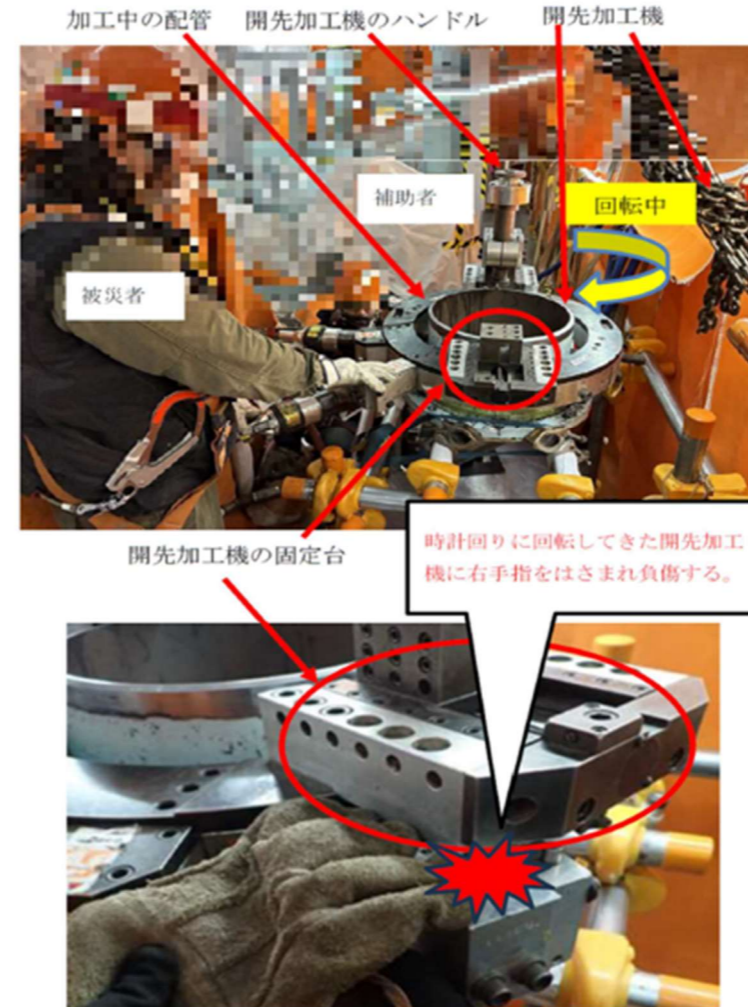
- ① 継足スリーブ溶接作業を終了後、溶接用タングステン電極をグラインダーで研磨しようとした。その際、左手に持ったグラインダーを、起動した状態で台座（サポート上）に抑え、右手でタングステン電極を研磨しようとしたところ、グラインダーが振動で床面に滑り落ち、跳ね返って右手首にあたり被災した。  
（タングステン電極の研磨は「タングステン専用研磨機を用いる」という社内ルールがあったものの、これを遵守していなかった）
- ② 右手関節屈側部切創および腱損傷の疑いと診断された。

新

### No.7「不適切な機材！使用するべからず」 災害事例

●再処理事業部安全パトロールハンドブック p.28～31

件名：配管工事における作業員の指切断



- ① 作業員が開先加工機の刃先を配管の加工面に当てるためのハンドルを右手で操作した後、開先の形状を確認するために配管の上部からのぞき込んだ際、固定台に手が触れ回転している開先加工機に右手指をはさまれた。
- ② 作業員は右手中指第一関節を切断した。
- ③ 被災者たる作業員が機材（開先加工機）の構造や、はさまれ・巻きこまれを防ぐ作業姿勢を理解した上で使用していなかったことが、災害の一因として挙げられる。

変更理由

No. をNo.に統一

2025 年度に発生した労働災害事例に更新

旧	新	変更理由
<p data-bbox="273 205 1199 252"><b>No.8「不適切な保護具！使用するべからず」 災害事例</b></p> <p data-bbox="273 268 967 373">●再処理事業部安全ハンドブック p.59、60、 安全パトロールハンドブック p.3、6、7、64 件名：非常用照明器具交換工事における協力会社社員の負傷</p> <p data-bbox="457 394 611 420">受取り時(再現)</p>  <p data-bbox="1003 827 1101 852">負傷箇所</p>  <p data-bbox="403 1243 1086 1318">照明器具を受け取った際に、照明器具を滑り落とし、左手親指を負傷した。</p> <p data-bbox="273 1335 1222 1554">①作業員は照明器具の搬入作業を行っていた。この搬入作業では皮手袋を着用すべきだったが、適正保護具を着用するよう指示がなかったこともあり、作業員は綿手袋を着用していた。 ②作業員Aは誤って照明器具を滑り落とし、その際左手親指に<b>裂傷（縫合7針）</b>を負った。</p>	<p data-bbox="1406 205 2332 252"><b>No.8「不適切な保護具！使用するべからず」 災害事例</b></p> <p data-bbox="1406 268 2107 373">●再処理事業部安全ハンドブック p.59、60、 安全パトロールハンドブック p.3、6、7、64 件名：巡視点検における電線管サポートへの激突による負傷</p> <p data-bbox="1590 428 1745 453">受取り時(再現)</p>  <p data-bbox="2139 869 2237 894">負傷箇所</p>  <p data-bbox="1537 1285 2220 1360">照明器具を受け取った際に、照明器具を滑り落とし、左手親指を負傷した。</p> <p data-bbox="1406 1377 2386 1596">①作業員は照明器具の搬入作業を行っていた。この搬入作業では皮手袋を着用すべきだったが、適正保護具を着用するよう指示がなかったこともあり、作業員は綿手袋を着用していた。 ②作業員Aは誤って照明器具を滑り落とし、その際左手親指に<b>裂傷（縫合7針）</b>を負った。</p>	<p data-bbox="2454 210 2635 235">No. をNo.に統一</p>

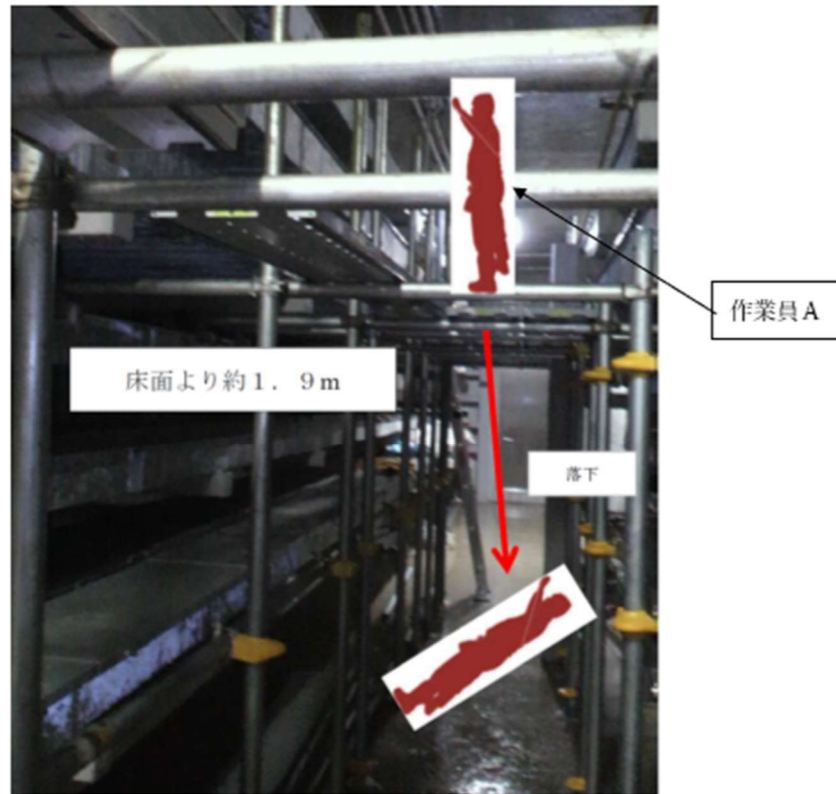
旧	新	変更理由
<p data-bbox="270 205 1199 247"><b>No.12「共同作業！合図の徹底怠るべからず」 災害事例</b></p> <p data-bbox="270 264 706 296">●再処理事業部安全ハンドブック p.45</p> <p data-bbox="290 304 739 331">件名：建屋における協力会社社員の負傷</p>  <p data-bbox="403 852 632 879">事象発生時の部屋の様子</p> <p data-bbox="893 852 1199 879">昇降駆動部の拡大(上から見た図)</p> <ol data-bbox="270 1035 1246 1440" style="list-style-type: none"> <li>① 作業員 A・B・C はチェーンのグリス拭き取りを一通り終えた。</li> <li>② 作業員 B は、作業員 A がチェーンから離れていることを確認せずに、ボールネジのグリス拭き取りに必要な昇降駆動部の操作（チェーンの回転を伴う）を行ったところ、異音が生じたため直ちに操作を停止した。</li> <li>③ 作業員 A は当該装置の昇降駆動部（チェーンと歯車）に左手指を入れていたため、作業員 B が昇降駆動部を操作した時、回転したチェーンと歯車との間に左手指を挟まれ、異音が生じたものだった。</li> <li>④ 作業員 A はこれにより指先を負傷。裂傷・骨折となった。</li> </ol>	<p data-bbox="1406 205 2335 247"><b>No.12「共同作業！合図の徹底怠るべからず」 災害事例</b></p> <p data-bbox="1406 264 1843 296">●再処理事業部安全ハンドブック p.45</p> <p data-bbox="1406 304 1881 331">件名：足場材運搬時における作業員の負傷</p>  <ol data-bbox="1406 1121 2389 1415" style="list-style-type: none"> <li>① 複数人でハンドリフターを使って足場材を運び降ろそうとしたところ、ハンドリフターのベースプレートが外れそうになった。</li> <li>② 被害者はとっさにベースプレートを直そうと手を出したが、特に声掛けや合図をしておらず他の作業員はそのままハンドリフターを降ろしたので床とベースプレートの間で手をはさまれた。</li> <li>③ 被災者は手を負傷し、右第4指末節骨開放骨折と診断された。</li> </ol>	<p data-bbox="2454 212 2867 275">2025 年度に発生した労働災害事例に更新</p>

旧	新	変更理由
<p data-bbox="264 205 1092 247"><b>No.14 「手摺！持たずに階段を昇降するべからず」</b></p> <p data-bbox="264 279 424 321"><b>災害事例</b></p> <p data-bbox="264 342 744 373">件名：現場巡視点検時における左足首負傷</p>  <p data-bbox="397 491 546 533">操作員A</p> <p data-bbox="264 1184 1249 1331">         ① 操作員Aが手摺を持たずに階段を降りていた際、階段を踏み外した。          ② 操作員Aは踏み外した左足を負傷し、<b>左足骨折（全治1か月）</b>と診断された。       </p>	<p data-bbox="1400 205 2228 247"><b>No.14 「手摺！持たずに階段を昇降するべからず」</b></p> <p data-bbox="1400 279 1561 321"><b>災害事例</b></p> <p data-bbox="1400 342 2255 373">件名：濃縮・埋設事務所外壁修繕工事に係る外部足場からの転倒による負傷</p>  <p data-bbox="1400 1184 2386 1331">         ① 作業員 A は空になった段ボールを持ち、手摺を持たずに階段を降りていたところ、足元が見えずに階段を踏み外した。          ② 作業員 A は負傷し、<b>右膝下部弁状創（縫合15針）</b>と診断された。       </p>	<p data-bbox="2454 212 2867 275">2025 年度に発生した労働災害事例に更新</p>

旧

### No.18 「足場板！固定せずに放置するべからず」 災害事例

●再処理事業部安全パトロールハンドブック p.18～20、24  
件名：建設工事に伴う既設トレンチ内のケーブル敷設工事における人身災害

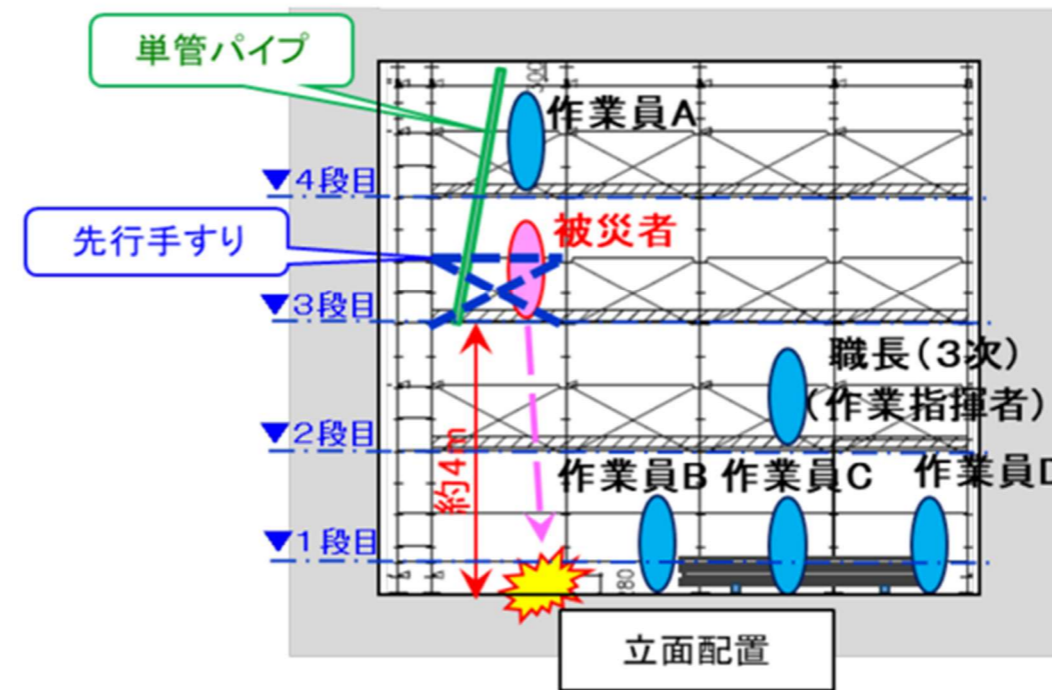


- ①前日、別の作業員がトレンチ内で足場板を未固縛のまま放置して作業を終了した。
- ②災害当日、同じ場所で作業員3人が足場作業を行った。
- ③作業員Aが未固縛の足場板に乗り、転落。不適切な安全帯の着用をしていたこともあり、**右足骨折（全治4か月）の重傷**を負った。

新

### No.18 「足場板・手摺！固定せずに放置するべからず」 災害事例

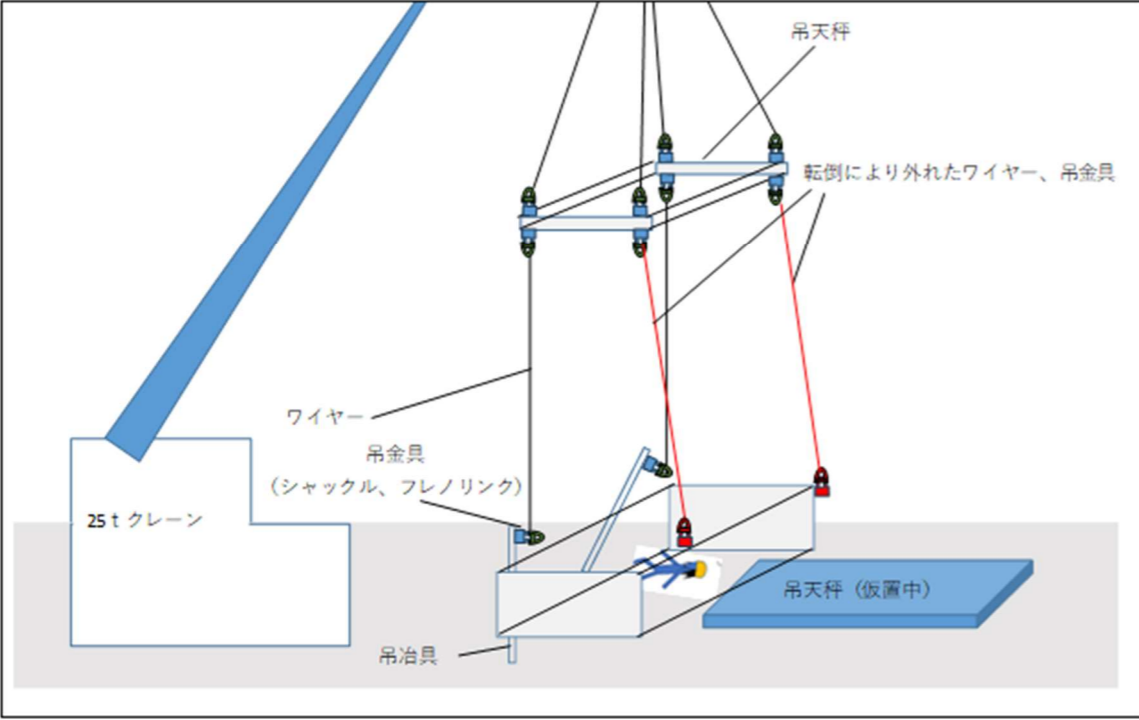
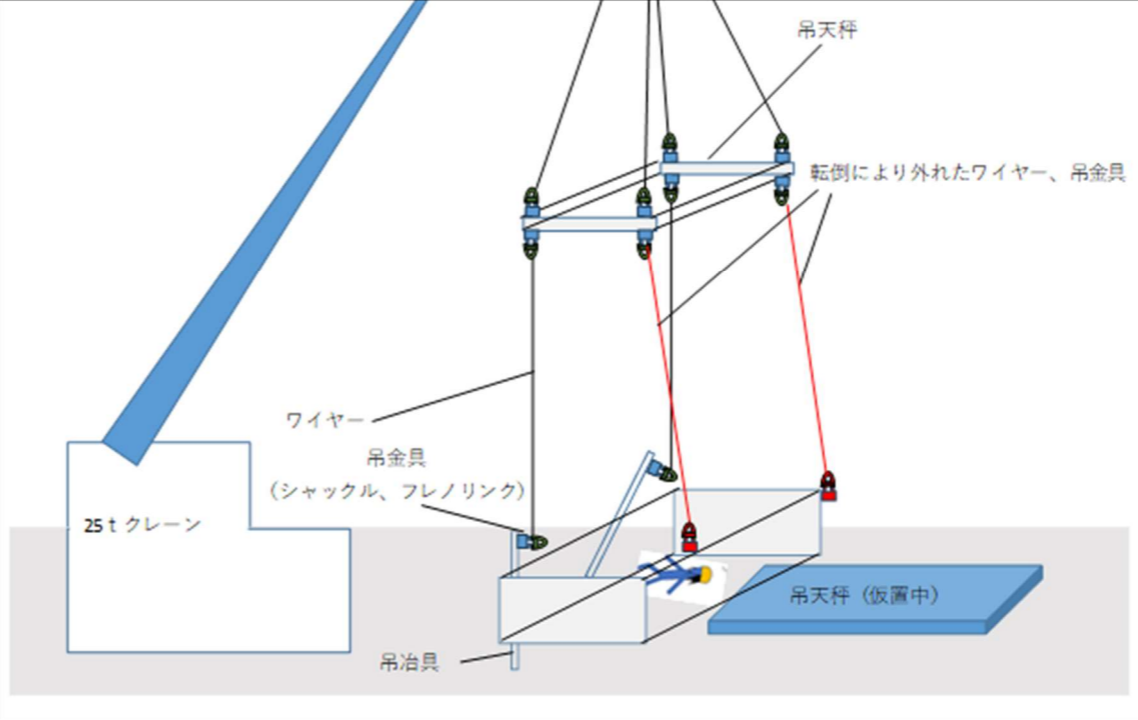
●再処理事業部安全ハンドブック p.6、7  
安全パトロールハンドブック p.29～31  
件名：燃料加工建屋地下3階 仮設足場からの墜落



- ④被災者が作業員Aから単管パイプを受け取ろうと足場上の先行手すりにもたれかかったところ、先行手すりがはずれて被災者が墜落した。
- ⑤**被災者は腰椎椎体骨折、横突起骨折の重傷**となった。
- ⑥当該足場では手摺の取付状況が確認されていなかった。

変更理由

2025年度に発生した労働災害事例に更新

旧	新	変更理由
<p data-bbox="273 205 1115 247"><b>No.23「玉掛作業！状況確認せずに吊るべからず」</b></p> <p data-bbox="273 279 427 321"><b>災害事例</b></p> <p data-bbox="273 338 801 369">●再処理事業部安全ハンドブック p.18、19</p> <p data-bbox="273 375 774 407">安全パトロールハンドブック p.11～13</p> <p data-bbox="273 413 1015 445">件名：倉庫屋外におけるグローブボックス転倒に伴う作業員の負傷</p>  <p data-bbox="273 1293 1249 1367">①重量約 7.4t のGB（グローブボックス）をクレーンで玉掛・吊り上げ中にGBが転倒した。</p> <p data-bbox="273 1404 1249 1514">②荷が倒れてくるおそれのある場所から確実な人払いが行われておらず、GBの倒れてくる位置に作業員がいたために、倒れてきたGBが接触し、作業員が下敷きとなった。</p> <p data-bbox="273 1551 946 1583">③診断の結果、<b>背骨骨折・肋骨骨折の重傷</b>となった。</p>	<p data-bbox="1409 205 2252 247"><b>No.23「玉掛作業！状況確認せずに吊るべからず」</b></p> <p data-bbox="1409 279 1564 321"><b>災害事例</b></p> <p data-bbox="1409 338 1938 369">●再処理事業部安全ハンドブック p.18、19</p> <p data-bbox="1409 375 1917 407">安全パトロールハンドブック p.11～13</p> <p data-bbox="1409 413 2154 445">件名：倉庫屋外におけるグローブボックス転倒に伴う作業員の負傷</p>  <p data-bbox="1409 1293 2386 1367">①重量約 7.4t のGB（グローブボックス）をクレーンで玉掛・吊り上げ中にGBが転倒した。</p> <p data-bbox="1409 1404 2386 1514">②荷が倒れてくるおそれのある場所から確実な人払いが行われておらず、GBの倒れてくる位置に作業員がいたために、倒れてきたGBが接触し、作業員が下敷きとなった。</p> <p data-bbox="1409 1551 2083 1583">③診断の結果、<b>背骨骨折・肋骨骨折の重傷</b>となった。</p>	<p data-bbox="2454 212 2635 243">No. をNo.に統一</p>

旧	新	変更理由
<p data-bbox="270 205 1151 247"><b>No.24「未点検吊具！使用するべからず」 災害事例</b></p> <ul data-bbox="270 264 973 369" style="list-style-type: none"> <li>●再処理事業部安全ハンドブック p.12、 安全パトロールハンドブック p.11～13</li> <li>●件名：第2保管庫・貯水所建設エリアにおける傷病者の発生</li> </ul> <p data-bbox="290 449 477 491"><b>【状況写真】</b></p>  <p data-bbox="685 873 961 915">緩んで外れたネジ</p> <p data-bbox="270 1010 1249 1188">         ①ダクトサポート吊り具の使用前点検をせずに、ダクト取付作業を行ったが、アイボルトが緩んでいたため、ダクトサポートが外れ落下し、作業員Aの左足に衝突した。          ②診断の結果、作業員Aは左足打撲となった。       </p>	<p data-bbox="1406 205 2258 247"><b>No.24「未点検吊具！使用するべからず」 災害事例</b></p> <ul data-bbox="1406 264 2110 369" style="list-style-type: none"> <li>●再処理事業部安全ハンドブック p.12、 安全パトロールハンドブック p.11～13</li> <li>●件名：第2保管庫・貯水所建設エリアにおける傷病者の発生</li> </ul> <p data-bbox="1427 449 1614 491"><b>【状況写真】</b></p>  <p data-bbox="1834 873 2110 915">緩んで外れたネジ</p> <p data-bbox="1406 1010 2386 1188">         ①ダクトサポート吊り具の使用前点検をせずに、ダクト取付作業を行ったが、アイボルトが緩んでいたため、ダクトサポートが外れ落下し、作業員Aの左足に衝突した。          ②診断の結果、作業員Aは左足打撲となった。       </p>	<p data-bbox="2454 212 2635 243">No. をNo.に統一</p>

旧	新	変更理由
<p data-bbox="264 205 1205 247"><b>No.26「ハチ発見！作業の継続するべからず」 災害事例</b></p> <p data-bbox="264 264 842 296">●再処理事業部安全パトロールハンドブックp.25</p> <p data-bbox="284 304 753 336">件名： 周囲伐採工事作業中のハチ刺され</p>  <p data-bbox="329 1016 1166 1108">作業員 10 名で草刈り作業を開始。被災者は草刈り機を使用して作業し、ハチに刺された。周辺に複数の作業員がいたが、ハチには刺されなかった。</p> <ol data-bbox="290 1157 1249 1339" style="list-style-type: none"> <li>①工場棟A駐車場付近の草刈り作業中、作業員が左肩1箇所をハチに刺された（作業員は、刺されるまで業、ハチの存在に気が付かなかった）。</li> <li>②応急処置として、ポイズンリムーバーにて患部を吸引、冷却。不休傷となった。</li> </ol>	<p data-bbox="1400 199 2350 241"><b>No.26「ハチ発見！作業の継続するべからず」 災害事例</b></p> <p data-bbox="1400 258 1985 289">●再処理事業部安全パトロールハンドブックp.25</p> <p data-bbox="1421 298 1970 329">件名： 草刈り・除草剤散布作業中のハチ刺され</p>  <ol data-bbox="1469 1041 2386 1375" style="list-style-type: none"> <li>① 作業員2人が草刈り、1人が除草剤散布作業をしていた。</li> <li>② 業開始前にハチの有無を目視で確認していたものの、作業状況を常時指揮・監視する現場指揮者がいなかったこともあって、作業に集中していてハチに気づかず、作業員1人がハチに刺された。</li> <li>③ 前に作業現場にハチを想定した応急キット（ポイズンリムーバー等）を用意していなかったため、保健管理建屋へ搬送して応急治療。右腰部ハチ刺傷と診断された。</li> </ol>	<p data-bbox="2454 210 2867 273">2025 年度に発生した労働災害事例に更新</p>

